

## 【資料3】

### 計画事業に係る事後評価項目記載要領(初年度)

#### 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

吉野町では、自家用車を自由に利用できない人々が気軽に外出できる交通環境を創り、地域の活性化を図ることを目的として、従来の福祉バスとスクールバスを一体的に運行することとした。そのため、路線網の大幅な見直しと増便を基調としたダイヤ編成を行うとともに、回数券・定期券・1日乗車券など新たな運賃設定を行い、平成21年6月1日より「吉野町コミュニティバス」として運行を始めた。今年度は、法定協議会を適切に開催するとともに、利用者アンケート調査の実施、ご意見箱の設置、老人会におけるヒアリングなどを通じて問題点を把握し、路線の一部見直し、利用者の意向を踏まえたダイヤの見直しなど運行計画の見直し案を作成した。

#### 計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において計画した「吉野町コミュニティバス」は、当初の計画に基づき、平成21年6月1日より運行を開始した。具体的には、従来は福祉バス車両3台、スクールバス車両7台で別々に運行されていた福祉バスとスクールバスを、8台のバス車両によるコミュニティバスとスクールバスに再編、スクールバスへの一般乗客の混乗またはコミュニティバスによる通学という形でスクールバスとコミュニティバスを一体的に運行するようにした(利用する児童・生徒の多い一部のスクールバスはスクールバス単独運行)。

その際、従来は幹線2路線+ローカル線3路線で構成されていた福祉バスを幹線4路線+地域巡回線3路線に再編するとともに、1~4往復であった便数を3~6往復に増便し、利便性の向上を図った。

利用者については、運転手が全便・毎日、バス停毎の乗車人数、降車人数を記録しており、それによると平成21年6月~10月の間に1ヶ月当たり約2,600人~2,900人、合計12,100人余りの利用があった(利用者数は一般利用者と、スクール利用者を除く)。このように、吉野町コミュニティバスは事業計画通りに実施されている。

#### 具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。  
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

冒頭に記したように、吉野町では、自家用車を利用できない人が気軽に外出することのできる交通環境を創ることを事業の目的としている。そのため、利用者の利便性が向上したかどうか、事業の実施によって新たに外出することができる人が増えたかどうかなど、利用者の視点からの評価を重視している。そのため、平成21年9月に利用者に対するアンケート調査を実施し、その結果を事業評価の一つの重要なデータと位置付けている。

また、前述のとおり、運転手が全便・毎日、全バス停での乗車人数、降車人数を記録しており、それを集約することによって利用者数や利用区間、利用時間帯に関する数量的な実態を把握している。加えて、運賃収入については、運行委託先の事業者から毎月報告を受けており、事業者側の視点からの評価も合わせて行っている。

具体的な指標としては、路線別の利用者数および平均乗車密度、運賃収入の月別の推移について把握している。その際、スクールバスの利用者は分離している。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

利用者に対するアンケート調査の結果、今回の事業により路線・ダイヤを大幅に見直した6月以降に新たにバスを利用するようになった人は利用者の21%を占めた。また、ダイヤ変更については利用者の68%、路線増については同65%が便利になったと評価しているほか、小中学生と混乗することについては、89%が好ましいと回答している。これらは、当初の目的に見合った結果であると評価している。

数量的に見ると、1日当たりの平均利用者数は、事業実施前の平成21年1月~5月は79~84人で推移していたが、事業実施後の6~10月は100~108人に増加した。対前年同月比では、1~5月は96~108%であったのに対し、6月以降は119~141%になっている。

平均乗車密度は、6月以降1.3~1.5人の間である。月間の運賃収入は事業実施前は約38万円であったが、事業実施後は約50万円(約30%増)となっている。このように、数量的にみても今回の事業により利用者・収入ともに増加しており、適切な事業であったと評価している。

<p>自立性・持続性</p>
<p>1 事業の本格実施に向けての準備</p>
<p>実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。</p>
<p>利用者のアンケート調査やご意見箱に寄せられた意見、町役場に直接寄せられた意見などに基づき、翌年度の事業実施に向けた問題点を検証し、見直し計画を立案した。  具体的には、コミュニティバスと鉄道の接続が悪いとのご指摘があり、町内の主要駅である近鉄大和上市駅や吉野神宮駅においてコミュニティバスと鉄道の接続を図るようにした。利用者の少ない路線については、今年度も小型車両を用いた運行を実施していたが、さらに翌年度からはデマンド方式を導入して経費の節減を図ることとしている。その他、自治会や利用者の要請に応じて経路を見直したり、路線の部分延伸を図るなどの見直しを行っている。</p>
<p>実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。</p>
<p>一部の路線や便については、利用者数が当初の想定を下回っているものもある。それらについては、具体的な見直しや利用促進策を検討している。  具体的には、家族の送迎の負担を軽減することを目的に、高校生の通学時間帯に合わせて運行した早朝便の利用が思わしくなく、依然として送迎が盛んである。これに対しては、ダイヤと運行区間を見直して、自宅出発時刻を遅くするように見直した他、送迎する人や高校生に対する利用促進策を実施する予定である。一部、利用者の少ない路線については、デマンド方式の導入や利用者数の極端に少ない停留所の廃止等を行った。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</p>
<p>平成22年度においてコミュニティバスの実証運行及びスクールバスの実証運行の事業を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、吉野町からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、吉野町の平成22年3月議会に平成22年度予算案を提出し、町議会において審議してもらうことになっている。</p>
<p>住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。</p>
<p>現在、住民からの協賛金についての実施環境は整っていないが、一部自治会・老人クラブにおいて自主的な利用促進や啓発活動が実施されている。</p>
<p>当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。</p>
<p>平成24年度からの本格運行においては、吉野町の財政支出によることで関係者の合意が形成されているが住民による協賛金についての実施環境が整っていない。</p>

<p>住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成</p>
<p>協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。</p>
<p>法定協議会の運営要領が第1回法定協議会で決定され、制定されており、法定協議会の審議事項は、調査事業の進め方、調査事業の実施状況、調査事業に係る自己評価、連携計画の策定、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、計画事業に係る自己評価、その他法定協議会において必要と認められた事項と規定されている。</p>
<p>協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。</p>
<p>法定協議会の構成員に吉野町区長連合会、吉野町老人クラブ連合会の代表者が含まれている。また、吉野病院、中竜門地域振興センター（旧中竜門支所）、国栖の里総合センター（旧国栖支所）には「ご意見箱」を設置しており、随時、住民が意見を寄せることのできる仕組みを作っている。その他、吉野町役場に直接寄せられた意見についても計画に反映されるように配慮している。</p>
<p>計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。</p>
<p>平成21年度には2回協議会を開催し、アンケート調査結果の報告、利用状況の報告などを行うとともに、次年度以降の計画見直し案について協議した。その際、全委員から意見を述べていただくなど、計画事業を実施するにあたって、協議会を適切に開催・運営していると考えている。</p>
<p>協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。</p>
<p>法定協議会の運営要領において、議事の傍聴は原則可能であること規定されている。、議事録はインターネットのHPにおいて会議開催後に速やか公表されており同時に協議会の会議資料についても開示されている。</p>
<p>地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。</p>
<p>協議会において、翌年度の計画見直し案に対する反対意見はなく、地域関係者の合意形成が図られたと考えている。</p>